# 労働者派遣事業に関する情報公開について

株式会社アリス

労働者派遣法第２３条第５項、施行規則第１８条の２に則り、労働者派遣事業に関する情報を下記に公開いたします。

■対象期間：　2023年4月1日　～　2024年3月31日
■派遣元事業主：　株式会社アリス

| | |
|---|---|
| 派遣料金の平均額 | ¥33,061- |
| 派遣労働者の平均賃金 | ¥20,782- |
| マージン率 | 37.1% |

■1日の平均派遣労働者人数：　29名
■派遣先の実績：　12社　16事業所
■教育訓練に関する事項：　入社時の新人研修、Pマーク・ISMS研修のほか、業務習熟度に応じてｅ-ラーニングを利用した研修を実施
■福利厚生に関する事項：　社会保険、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、有給休暇制度、定期健康診断（年）
■労働者派遣法30条の４第1号の労使協定の締結の有無：有
・労使協定の有効期間：　2024年4月1日　～　2025年3月31日
・対象となる労働者の範囲：　IT技術業務に従事する従業員
■キャリアコンサルティングの相談窓口 / tel：03-3340-1053（担当：今井、上田）

※マージンには次の項目が含まれます。
・社会保険料、労働保険料（会社負担分）
・賞与引当金（通常年2回支給される賞与に関わる引当金）
・有給休暇費用（有給休暇取得時の引当分として※派遣先への料金請求ができないため）
・会社運営費用（健康診断費用、人材募集費用、事務所賃料や、通信費をはじめとする諸費用）
・営業利益等（労働者派遣の料金から労働者の賃金、上記費用を差し引いた利益）

※マージン率とは
派遣先より派遣元に支払われる派遣料金の中から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率という。

※派遣労働事業に従事する弊社スタッフは、原則として正社員（無期雇用）です。

日付:　　2023年4月1日

株式会社アリス

派遣労働者受入期間の延長について

派遣労働者受入期間を延長するにあたり、過半数労働者代表に対し、労働者派遣法第40条の2第4項により、下記のとおり意見聴取を実施しました。

記

| | |
|---|---|
| 過半数労働者代表 | 氏名：根子　一真<br>選挙により決定した代表者<br>※2023年4月1日に決定、期間延長については前任者より引継ぎ |
| 過半数労働者代表への通知事項 | ①派遣受入事業所名：株式会社アリス<br>②派遣受入期間の延長<br>通知日：2022年3月16日 |
| 過半数労働者代表からの意見内容 | 派遣受入期間の延長への同意<br>聴取日：2022年3月18日 |
| 意見を受けて変更した派遣受入期間 | 2022年4月1日　　から<br>2025年3月31日　　まで |

（注）　当該書類は前回の抵触日から3年間（2022年4月22日～2025年4月21日まで）保存し、労働者へ周知するものとする。